

地方独立行政法人加古川市民病院機構に係る重要な財産の処理
 (不要財産の納付及び重要な財産の譲渡) について

1 趣 旨

(仮称) 加古川中央市民病院 (以下「新病院」という。) の開院に伴い、平成 28 年 7 月 1 日から加古川西市民病院及び加古川東市民病院 (以下「両病院」という。) を廃止するため、地方独立行政法人加古川市民病院機構が保有する両病院の財産を加古川市へ現物納付又は無償譲渡する。

2 財産処理の方法

(1) 不要財産を市へ納付 (地方独立行政法人法第 42 条の 2)

(2) 重要な財産を市へ無償譲渡 (同法第 44 条)

※平成 23 年 4 月 1 日の地方独立行政法人設立時に法人が承継した財産のうち、

- ・ 出資金を構成している財産 (資産 > 債務) ⇒ 不要財産 (1)
- ・ 出資金を構成していない財産 (資産 < 債務) ⇒ 譲渡財産 (2)

3 納付する不要財産

(1) 加古川西市民病院

区分	種類	面積 (㎡)	H23. 4. 1 帳簿価額	H28. 6 末帳簿価額
土地	本館 (A)	12, 345. 50	793, 000, 000 円	793, 000, 000 円
	別館・中央診療棟 (B)	10, 222. 55	657, 000, 000 円	657, 000, 000 円
	周辺駐車場 (D)	1, 220. 00	39, 000, 000 円	39, 000, 000 円
	周辺駐車場 (E)	1, 535. 00	50, 000, 000 円	50, 000, 000 円
	計	25, 323. 05	1, 539, 000, 000 円①	1, 539, 000, 000 円

(2) 加古川東市民病院

区分	種類	面積 (㎡)	H23. 4. 1 帳簿価額	H28. 6 末帳簿価額
土地	敷地全体	17, 504. 56	1, 234, 000, 000 円② (債務 822, 300, 000 円③)	1, 234, 000, 000 円

4 無償譲渡する重要な財産

(1) 加古川西市民病院

区分	種類	面積 (㎡)	H23. 4. 1 帳簿価額	H28. 6 末帳簿価額
土地	周辺駐車場 (C)	2, 207. 00	71, 000, 000 円	71, 000, 000 円
	周辺駐車場 (F)	1, 614. 23	51, 000, 000 円	51, 000, 000 円
	計	3, 821. 23	122, 000, 000 円	122, 000, 000 円
建物	別館 (①)	10, 141. 48	1, 414, 000, 000 円	930, 768, 657 円
	中央診療棟 (②)	7, 529. 29	3, 027, 371, 460 円	2, 166, 586, 952 円
	その他	526. 94	76, 918, 540 円	65, 583, 530 円
	計	18, 197. 71	4, 518, 290, 000 円	3, 162, 939, 139 円

(2) 加古川東市民病院

区分	種類	面積 (㎡)	H23. 4. 1 帳簿価額	H28. 6 末帳簿価額
建物	増築分	484. 62	—	149, 445, 738 円

5 納付日・譲渡日 (予定時期)

平成 28 年 7 月 1 日 (引渡方法の協議により変更)

6 業務運営への影響

病院事業は新病院に移るため、両病院の財産処分を行っても業務運営に物的支障はない。

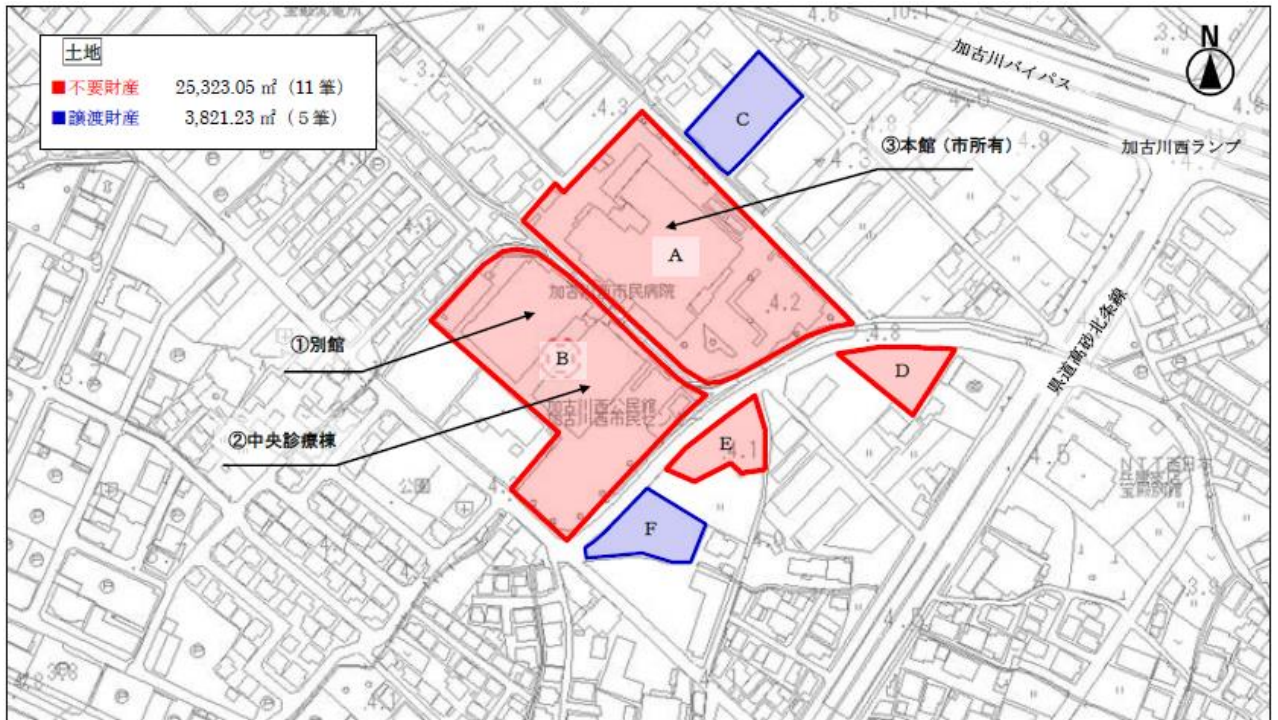
また、加古川市より新たに 10 億円の出資を予定しており、財産処分に対する財務基盤の強化対策を行うことで業務運営の健全化を図る。

【資本金の推移】

平成 26 年度末	不要財産の納付	追加出資 (予定)	平成 28 年度末 (予定)
2,307,939,416 円	▲1,950,700,000 円 (①+②-③)	1,000,000,000 円	1,357,239,416 円

◎位置図

■加古川西市民病院



■加古川東市民病院

